

自動車排出ガス対策計画

計画の対象期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

1 事業所ごとの自動車の使用台数

平成 28 年 3 月 31 日現在
(職員数は平成 28 年 4 月 1 日現在)

整理番号	1	2	3	
事業所の名称	知事部局・教育委員会事務局	病院局	議会事務局	
事業所の所在地	高松市番町 4-1-10 〃 天神前 6-1	高松市番町 4-1-10	高松市番町 4-1-10	
連絡先電話番号	087-832-3213	087-832-3310	087-832-3678	
職員数 (人)	5,605	1,160	32	
使用台数 (台)	① 普通貨物自動車	19	0	0
	② 小型貨物自動車	199	1	0
	③ 大型バス (定員 30 人以上)	11	0	0
	④ マイクロバス (定員 11 人以上 30 人未満)	8	0	0
	⑤ 乗用自動車	72	4	4
	⑥ 特種自動車	32	1	0
合計台数	341	6	4	

整理番号	4	合計	
事業所の名称	警察本部	—	
事業所の所在地	高松市番町 4-1-10	—	
連絡先電話番号	087-833-0110	—	
職員数 (人)	2,157	8,954	
使用台数 (台)	① 普通貨物自動車	27	46
	② 小型貨物自動車	12	212
	③ 大型バス (定員 30 人以上)	1	12
	④ マイクロバス (定員 11 人以上 30 人未満)	1	9
	⑤ 乗用自動車	301	381
	⑥ 特種自動車	237	270
合計台数	579	930	

注…水道局は、平成 30 年度から広域水道企業団に移管されたため、自動車排出ガス対策計画から除外した。

自動車の使用に伴う二酸化炭素の年間排出量

平成 27 年度

年間の燃料使用量	ガソリン		軽油		都市ガス (CNG)	
	(kℓ)	台数	(kℓ)	台数	(千 m ³)	台数
知事部局・委員会事務局・県立学校	342	277 (229)	77	62 (0)	0.5	0 (1)
病院局	5	6 (4)	0	0 (0)	0	0 (0)
議会事務局	13	4 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)
警察本部	783	508 (18)	39	71 (0)	0	0 (0)
合計 [a]	1,143	795 (251)	116	133 (0)	0.5	0 (1)
二酸化炭素排出係数 [b]	2.322 t-CO ₂ /kℓ		2.619 t-CO ₂ /kℓ		2.080 t-CO ₂ /千 m ³	
二酸化炭素排出量 [a×b]	2,654 t-CO ₂		304 t-CO ₂		1 t-CO ₂	
二酸化炭素排出量の合計	2,959 t-CO ₂					

* 上記燃料使用量等については、軽自動車分を含む。台数欄の上段は軽自動車以外の台数、下段括弧内は軽自動車の台数。

2 自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減を図るための方針

公用車の更新等に当たっては、ハイブリッド自動車等の低公害車や小型車種への転換を進めるとともに、使用に際しては、アイドリングストップなどエコドライブを徹底することにより、温室効果ガスや大気汚染物質の排出量を抑制する。

3 低公害車等の導入に係る事項

	平成 27 年度末 時点の 台数	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度		平成 32 年度末時 点の台数	
		減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数		
総自動車台数(低公害車等を含む)	930	66	61	130	130	61	63	65	65	58	58	927	
低公害車等の台数	①天然ガス自動車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	②電気自動車	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	③ハイブリッド自動車	37	0	2	0	2	1	4	4	5	4	4	45
	④メタノール自動車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	⑤低燃費低排出ガス認定車	535	38	40	99	103	35	40	25	30	31	36	556
	⑥その他の排出ガスの排出量が少ない自動車()	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計 (①～⑥)	574	38	42	99	105	36	44	29	35	35	40	603
排出ガス低減装置装着車の台数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
《参考》 軽自動車(二輪除く)の台数	255	47	49	30	30	35	33	19	19	19	19	255	
天然ガス自動車	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
電気自動車	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	

4 自動車の使用抑制、並びに適正な整備及び運転の実施に係る事項

項目	内容
自動車の使用抑制	<ul style="list-style-type: none"> ● 近距離の用務には、原則として、徒歩や自転車を利用する。 ● 業務の効率性も考慮しながら、可能な限り公共交通機関を利用する。 ● 合理的な走行ルートを選択、同一方面への相乗り等、効率的な車両の運行に努める。
自動車の適正な整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員に日常点検* を徹底するとともに、エンジンオイルの適正な選択・定期的な交換、適正なタイヤ空気圧の維持など、適正な点検整備を実施する。
自動車の適正な運転	<ul style="list-style-type: none"> ● 荷物の積み降ろしの際等、停車中はこまめにエンジンを切るアイドリングストップを徹底する。 ● 空ぶかしや急発進・急加速をしない。 ● カーエアコンを使用する場合には、過度な冷暖房とならないように努める。 ● タイヤの空気圧の調整等、定期的な点検・整備を行う。

* 日常点検の内容：

1日1回、運転の前には必ず日常点検を行い、異常が認められたときは、速やかに指定連絡先及び総務学事課・管理担当課に連絡し、指定整備工場で点検整備を受けてください。

点検項目

エンジンルーム内	<ul style="list-style-type: none"> ● ウィンドウォッシャー液の噴射状態、ワイパーのふき取り状態、警音器の作動状況 ● ブレーキリザーブタンク内の液量 ● バッテリーの液量 ● ラジエータの水量 ● エンジンオイルの量 ● ファンベルトの張り具合、損傷の有無
車まわり	<ul style="list-style-type: none"> ● 車の周囲の点検（車体の損傷箇所の有無） ● タイヤのたわみ・空気圧、亀裂・損傷、溝の深さ、異常な磨耗 ● 灯火装置、方向指示器、ブレーキランプの点灯・点滅具合・汚れ・損傷
運転席で	<ul style="list-style-type: none"> ● ブレーキペダルの踏みしろ ● 駐車ブレーキレバーの引きしろ ● エンジンのかかり具合・異音 ● 燃料計等計器の作動状況 ● ハンドルの遊び具合 ● シートベルトの損傷・取付け状態 ● 燃料補給必要性の有無
走行して	<ul style="list-style-type: none"> ● エンジンの低速・加速の状態（回転はスムーズか） ● ブレーキの効き具合

5 自動車排出ガス対策計画の推進体制

かがわエコオフィス計画に基づく推進体制及び進行管理の手続きにより、本計画の円滑かつ効果的な推進を図る。